

就職やスキルアップを考えているひとり親のみなさまへ

講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！

自立支援教育訓練給付金

対象者

すべてに該当する方

- 見附市に住民登録のある方
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母または父
- 講座の受講が就職に就くために必要であると認められる方
- 母子・父子自立支援プログラム策定等を受けている方（※1）
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸付を受けていない方

スキルアップしたい！



対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

一般教育訓練講座

特定一般教育訓練講座※2

専門実践教育訓練講座※2

（※2：専門資格の取得を目的とする講座に限る）

※1：自立支援プログラム策定等

生活や就労状況から今後の必要なスキルや利用できる制度を案内や、資格取得後の就労計画等を事前相談にて聞き取り等します。

支給金額（教育訓練経費（入学金・受講料等））

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60%から雇用保険の支給割合を除く	20万円
特定一般教育訓練講座		60%		85%（★）から雇用保険の支給割合を除く	20万円
専門実践教育訓練講座	・受講修了後または・受講中（半年ごとの支給）	60%			① 40万円×修業年数
	追加修了後資格取得し、1年以内に就職等した場合	25%追加支給			②（60万円×修業年数）から既に給付した額を引いた額

（★）専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。

※自立支援教育訓練給付金の支給額が12,000円以下の場合には支給対象外です。

お問合せ

まずは、事前相談のご連絡をお願いします。対象資格・受給要件の審査があります。

見附市教育委員会こども課 こども家庭センター Tel:0258-62-1700 内線 444、443

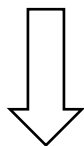
受付時間：月～金曜（祝日、年末年始除く）8:30～17:15

※詳しくは見附市ホームページ
をご覧ください→



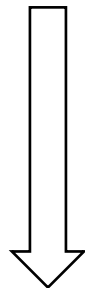
手続きについて

《事前相談》 対象講座の受講申込前に事前に市教育委員会こども課 こども家庭センター
子育て応援係に相談ください。



・希望する資格など状況を伺い、講座の受講が資格取得に結びつき、適職に就くために必要かどうかを審査します。事前相談の際は、受講する講座の資料をお持ちください。**事前相談をしないで受講した場合は、原則として給付金は支給されませんのでご注意ください。**

《指定講座申請》 事前相談後に申請書類を受付けし、審査を行います。申請には、以下の書類が必要です。



【必要書類等】

- (ア) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び、世帯全員の住民票の写し
- (イ) マイナンバーカード
- (ウ) 受講講座の資料（受講講座の訓練施設、名称、期間、費用の記載があるもの）
- (エ) ハローワークが発行する教育訓練給付金支給要件回答書

《講座指定》 見附市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書を送付します。



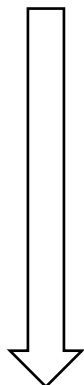
《講座受講》

《給付金支給申請》 受講終了後 30 日以内に給付金支給申請書を提出してください。申請には、以下の書類が必要です。



【必要書類等】

- ① 対象講座の修了証明書
- ② 受講費用の領収書
- ③ 振込口座の通帳またはカード
- ④ ハローワークが発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
- ⑤ （雇用保険制度に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、ハローワークからの給付金支給決定通知書が届いた後に申請してください。）



《支給決定》 見附市自立支援教育訓練給付金決定通知書を送付します。



《給付金支給》 指定された口座へ給付金を振込します。

専門実践教育訓練講座を受講修了した方



受講修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した場合

該当してから 30 日以内に給付金追加支給申請書を提出してください

《追加支給決定》 【必要書類等】 資格取得、就職等したことがわかる書類